

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・職場定着支援助成金（平成28年度第2次補正予算）について
～平成28年10月19日から、保育事業を営む事業主への助成を拡充～…………… 1
- ・放課後児童健全育成事業にかかるQ&A（「平成28年熊本地震」関係）が発出…………… 3

職場定着支援助成金（平成28年度第二次補正予算）について ～平成28年10月19日から、保育事業を営む事業主への助成を拡充～

事業主が、雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主）のみ）の導入等による雇用管理改善を行い、人材の定着・確保を図る場合に助成される「職場定着支援助成金」が、平成28年10月19日から拡充され、「保育事業を営む事業主」が新たに助成対象となりました。

平成28年10月19日に成立した平成28年度第二次補正予算（厚生労働省）の制度要求の項目、「保育関連事業主に対する職場定着支援助成金の拡充」がこれにあたります。

助成金の概要は以下の通りです。助成の申請にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載されている『パンフレット「職場定着支援助成金（個別企業助成コース）のご案内」』をご参照ください。

※お問い合わせについては、各都道府県労働局宛にご連絡ください。

【都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧】

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

職場定着支援助成金（個別企業助成コース）のご案内【抜粋】

助成金の概要

雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

また、介護事業主が介護福祉機器等を導入した場合や、保育分野および介護分野における人材不足を解消するため、保育事業主や介護事業主が保育労働者または介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備などを通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合も助成の対象となります。

I 雇用管理制度助成

事業主が、新たに雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））の導入・実施を行った場合に**制度導入助成（1制度につき10万円）**を、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下*₁が図られた場合に**目標達成助成（60万円）**を支給します。

制度導入助成		目標達成助成
イ. 評価・処遇制度	10万円	60万円
ロ. 研修制度	10万円	
ハ. 健康づくり制度	10万円	
ニ. メンター制度	10万円	
ホ. 短時間正社員制度※	10万円	

※ 平成28年10月19日から短時間正社員制度（保育事業主のみ）も対象になりました。

*₁ 低下させる離職率ポイントの目標値は、対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数規模に応じて変わります（5段階に区分）。

雇用保険一般被保険者 人数規模区分	1～9人	10～ 29人	30～ 99人	100～ 299人	300人 以上
低下させる離職率	15%	10%	7%	5%	3%

II ～略～

III 保育労働者雇用管理制度助成

保育事業主が、保育労働者の職場への定着の促進に資する**賃金制度の整備**（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）を行った場合に**制度整備助成（50万円）**を支給します。賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者の離職率に関する目標を達成した場合*₂、計画期間終了1年経過後に**目標達成助成（第1回）（60万円）**を、計画期間終了3年経過後に**目標達成助成（第2回）（90万円）**を支給します。

制度整備助成	目標達成助成（第1回）	目標達成助成（第2回）
50万円	60万円	90万円

※ 平成28年10月19日から保育労働者雇用管理制度助成を新設しました。

*₂ 目標達成は、評価時離職率を目標値以上に低下させるとともに、評価時離職率が1年経過後の第1回は**30%以下**、3年経過後の第2回は**20%以下**となる必要があります。

○パンフレット「職場定着支援助成金（個別企業助成コース）のご案内」

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 事業主の方のための雇用関係助成金 > 職場定着支援助成金（個別企業助成コース）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/teityaku_kobetsu.html

○職場定着支援助成金（個別企業助成コース）各様式 ダウンロードページ

同 > 職場定着支援助成金（個別企業助成コース）各様式ダウンロード

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/teityaku_kobetsu_youshiki.html

○お問い合わせ先【都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧】

厚生労働省ホーム > 厚生労働省について > 所在地案内 > 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

放課後児童健全育成事業にかかる Q&A（「平成 28 年熊本地震」関係）が発出

平成 28 年 11 月 9 日付、放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援交付金）にかかる Q&A（「平成 28 年熊本地震」関係）が、内閣府ホームページに掲載されました。

Q&A では、以下の 3 項目について示されています。

番号	質問内容	回答
1	放課後児童クラブが被害に遭い、震災発生後に開所できなかった日がある場合、交付金の算定はどのように行えばよいか。	交付金の算定に当たっては、開所できなかった日があった場合でも、もともと開所の予定があり、被災によりやむを得ず開所ができなかったものについては、開所したものととして交付金を算定して差し支えない。
2	被災による避難等により登録児童数が減った場合、交付金の算定に当たっては、当該児童を一の支援の単位を「構成する児童の数」に含めずに算定するのか。	被災により登録児童数が減ったクラブの交付金の算定に当たっては、被災による避難等の影響により、国庫補助額が減額とならないよう取り扱って差し支えない。 具体的には、 ①児童数の減を勘案すると国庫補助額が従前より減額となる場合…減少した児童数を一の支援の単位を「構成する児童の数」に勘案せずに算定 ②児童数の減を勘案すると国庫補助額が従前より増額となる場合…減少した児童数を一の支援の単位を「構成する児童の数」に勘案して算定
3	被災地からの避難児童を受け入れたことにより、登録児童数が増えた場合、交付金の算定に当たっては、当該児童を一の支援の単位を「構成する児童の数」に含めて算定するのか。	被災地からの避難児童を受け入れたことにより、登録児童数が増えたクラブの交付金の算定に当たっては、被災による避難等の影響により、国庫補助額が減額とならないよう取り扱って差し支えない。 具体的には、 ①児童数の増を勘案すると国庫補助額が従前より減額となる場合…受入れにより増加した児童数を一の支援の単位を「構成する児童の数」に含めずに算定 ②児童数の増を勘案すると国庫補助額が従前より増額となる場合…受入れにより増加した児童数を一の支援の単位を「構成する児童の数」に含めて算定なお、利用定員を超えて、被災地からの避難児童を受け入れることについては、利用者の支援に支障が生じない範囲においては、柔軟に取り扱って差し支えない。

○放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援交付金）にかかる Q&A（「平成 28 年熊本地震」関係）

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q&A 集

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>